

2001年3月21日

### 頂いたご意見

経過および調査結果を知らないの、適切な意見かどうか分らないが、答えるのが最小限の倫理と思い率直に答えます。

ここまでの形にするにはかなりの努力を費やしたと思い、それには敬意を表しますが、そして「大賛成」と言ってしまうれば簡単ですが、段々に湧いてくるのは「違和感」です。

結論を先に述べますと、何かが必要だとしても精々 憲章（?適切な用語?）程度のもので充分 ではないかと思えます。

### 頂いたご意見に対する委員会の見解

先ず倫理規定制定の背景を申し上げます。

最近大学における工学倫理の教育をしっかりやる必要があるという声が工学教育関係者から出てきております。原子力界においても、一人一人の技術者、研究者が社会に対する責任を自覚し、自ら責任を自覚した職業人集団であることを明示する必要があります。このような背景から原子力学会が先ずその役割を果たすべきとして倫理規定制定作業が始まっております。

ところで近年原子力産業の中で深刻な事故が発生しておることは誠に残念な事態であります。しかし事故の対処療法としてこの倫理規定が出るものではありません。もっと長期的な視点で、近代科学技術の実用化に伴って発生する技術と社会との摩擦を緩和し、技術の安全性を高めることが目的です。そのために職業人が自らの責任を自覚することが倫理規定の根幹です。倫理規定を通して原子力学会の会員である研究者、技術者が社会との接点を考える機会になることを期待しております。もう一つの観点として、どちらかという人間社会にうとくなりがち技術職業人に社会に対する責任を訴えるものがこの倫理規定ですが、このような社会的な視点を示すことによって、技術職業人が社会的な大失敗をすることを未然に防ぐことが倫理規定制定の期待するところでは、会員に負担を強いるのではなく、むしろ会員を大きなトラブルから護ることが本倫理規定制定の趣旨です。

先ず先生のコメント冒頭にあります言葉、「大賛成」、「違和感」、「憲章程度のもので充分」は将来に倫理規定制定について多くの方々が示される“気持ち”を表しており、本委員会でも多くの時間をかけ議論したところです。多少のというよりは相当の違和感をもたれることを覚悟の上で、上記の趣旨を踏まえ、具体的な行動指針がなければ単なる御題目に終わってしまい、倫理憲章制定の意義も失われてしまうという見地から、行動指針まで示しました。

### 頂いたご意見

以下に、順不同で少し疑問を呈させていただきます。是非、返答をお聞かせねがいたい。

(1)「原子力」とは何か? 2-2の文章にも関連して。かねがね学会誌上で不可解な用例が目立つ、時と共に一層。東大に始まった学科名問題にも関連して。

### 頂いたご意見に対する委員会の見解

2 2では「原子力」と言わず「核分裂エネルギー、放射線、放射性物質」と書いております。2 3～2 5では「原子力、放射線関連の施設や作業」と少し一般化した表現をとっております。更に他の項では「原子力」を使っております。本学会に関する技術体系を示す最も一般的用語は「原子力」であることは論を待ちません。更に具体的には、会員が取り扱っている技術について安全性確保が最も重要である分野は、放射線、放射性物質の取り扱い業務、及び核分裂で発生した熱の取り扱い業務です。担当している施設、作業の安全が会員の社会に対する責任上重要であるという趣旨を明示するため、2 2では原子力よりももっと具体的な作業内容に対応する言葉を使っております。

#### 頂いたご意見

(2)「組織」とは？ 少し説明してあるようであるが、例えば「国家」はどうか？大丈夫であろうか、入れて。では、「学会」は？ 責任が持てるか、まず役員が。持てなければ？

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

本学会倫理規定の基盤である工学倫理は技術職業人（「工学技術者」の方が適当かも知れません）の職業倫理となるものです。従って工学技術者と所属する組織との関係は工学倫理の観点で極めて重要です。このような意味において、行政府の中の諸機関は組織に該当しますが、生まれながらにして所属する“家庭”や“国家”は組織には該当しません。“学会”はもちろん該当します。

#### 頂いたご意見

(3) 詳しすぎる。恐れを知らなさ過ぎないか？ 例えば、

a) 核兵器の研究に関係ない仕事があるか？ないと誰がどうして「証明」するのか？そんな事は本人次第？研究はしなければならないのでは？

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

核兵器の研究に関連して：核兵器の開発、製造、取得、利用に一切参加してはならないと明示しております。本規定は会員が核兵器開発に関する直接の行為者となってはならないと、行為者の倫理を示すものです。会員が行った研究等が第三者によっても核兵器技術に転用されるとすると、その第三者の倫理が問われることとなりますが、第三者が会員でないとすると本学会倫理規定が何ら効力も持たないことになることも、残念ではありますがやむをえません。

#### 頂いたご意見

b) 6 - 2 . の「正しい」とはどういうものか？ 説明してほしい。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

6 2は次のように変更され、「正しい」の記述は削除されました。

< 科学的事実の普及 >

6 - 2 . 会員は、専門知識を分かりやすい形で広め、公衆が理性的に自ら判断できるよう、情報を提供することに努めなければならない。

#### 頂いたご意見

c) 無数に「            ならない。」があるが、実行不可能・困難なものはないのか、文章製作者から見ても。願望??

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

憲章は基本的方向を示すものであり、「努力する」、「行動する」等の表現となっております。行動指針ではどのように行動するか具体的に示す必要があるわけですが、規範として行動すべきところを示す場合、「・・・ねばならない」、「・・・してはならない」と命令形にならざるを得ないことは御理解いただけるものと思います。

#### 頂いたご意見

d) 特に、7, 8節は自由(?)な私でも、目を疑うが如何。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

7、8節は原子力の工学技術から離れ、一般的工学倫理の観点で記述しているものです。むしろこれらの節から、工学倫理が将来に職業倫理であると御理解いただけるとと思います。例が余りに生々しすぎるきらいがありますが、このような規定を意識することによって、会員がトラブルに巻き込まれずにすむことを期待します。

#### 頂いたご意見

(4) 規定に従ったが故に損害・被害を受けたならば、賠償は?  勿論しないのであろうが、それでいいとの考えであらうか?  未熟(?)な学生も会員では?

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

危ないと思ったら上司に危ないと言うべきだと2-5(旧2-4は新2-4と2-5となっている)で述べています。もしこれが誤解であったら上司が誤解だと説明できるはずですが。2-5の主眼点は良い人間関係を職場にしておくことです。職場環境が悪くなると外部への公開も避けられないことは最近の事例でも明らかであり、法律でも認められています。むしろすでにそのような社会的状態にあることを会員は充分知っておく必要があります。倫理規定は法律でも業務命令でもありませんので、強制力を持ちません。また一方職業倫理として考える中には例外的事例ではあっても職業人が職を賭してでも公衆の安全を守らなければならないという状況も想定されます。どの様に振る舞うかはまさに個人の倫理観によります。

#### 頂いたご意見

(5) 民法・刑法などとなじまない内容は無いのであろうか?  心配である。法学者がチェックしたのなら、安心であるが。そもそも、学会の定款には抵触しないのであろうか?

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

公共の秩序、良俗に反するような条文はなく、法律に反することも書いてないと思いますが、正式に決る前に法律の専門家の意見も聞く方が良いと考えています。また定款の中で倫理規定をどう位置付けるかは今後の検討事項です。

#### 頂いたご意見

(6) 「関連してもう少し書き添えたい」という文章で始まる後半のコメントについて

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

ご提起の問題点は多岐に亘るようであり、事情を知らないものにとっては御趣旨をどのように解釈すべきか理解が難しいことを率直に申し上げなければなりません。このような状況の下で具体的な回答を申し上げられないことをお許し下さい。しかしその内容の大意を推論し工学倫理と重ね合わせてみると、もう少し早い時期に工学倫理の重要性が原子力学会に浸透しておれば、自らの信に従った個性ある発言が増えていたのではないかと考えられます。